

愛知県の中小業者等応援金について 国の4～6月分の月次支援金とは併給出来ません！

愛知県の中小業者等応援金の申込受付が、7月5日(月)から9月5日(日)にかけて行なわれています。郵送と電子申請双方に対応しています。

○**交付額の上限** 法人40万円、個人20万円です。

○**対象となる業者** ①県の要請を受け、休業・時短営業した飲食店と直接・間接の取引があるか、②外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた。

①か②の業者で、今年の4～6月の合計売上額が2019年か2020年の同時期と比べて30%以上50%未満減少している。以上の条件を満たすと対象になります。白色申告の場合は比較する年の売上の4分の1と比べます。3ヶ月合計で50%以上の減少は応援金の対象外なので、一時支援金を申請しましょう。

○**他の交付金との関係**

愛知県の感染防止対策協力金を受け取る業者と、国の月次支援金の、4・5・6月分のいずれかを受ける業者は応援金を受



けられません。1～3月対象の一時支援金、7月分の月次支援金とは併給できます。

○**提出書類について** 申請書、申請額計算書、取引先情報一覧は電子申請なら入力になります。誓約書は電子申請でも、印刷して自書しなくてはなりません。

確定申告書は直近と、売上を比較する年のもの(2020年分を提出する場合は1年分)、法人は**別表一と事業概況説明書**、青色の業者は**決算書**、白色で申告書の収入額が書いていない場合は**収支内訳書**を付けます。

加えて**売上帳簿**(2021年4～6月分)、**本人確認書類**(法人は代表者のものに加えて**履歴事項全部証明書**)と、**振込先口座通帳**の写しが必要です。

以上は応援金の一般枠の申請についてです。申請したいが分からないことがある人、酒類販売事業者枠についての相談がある人は、民商にご連絡ください。

尾北民商 ニュース

2021年
7月12日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

尾北民商共済会第36回定期総会をおこないました！



尾北民商共済会は7月4日(日)の午前に、第36回定期総会を開きました。

前田共済理事長があいさつを行い「コロナ禍で、訪問活動ができない状況が続いてい

ます。多くの加入者がいなければ共済活動は成り立ちません。これから共済を建て直して行きます」と表明しました。

当日は尾北民商会館の3階に、各支部から代議員評議員合わせて25人が参加し、総会方針案・決算予算案が提案され、質問・討論の後に採択されました。

現在尾北民商には10の支部がありますが、共済役員がいる支部はその内5つだけです。共済会は全ての支部で共済役員を選出する体制を目指します。

また、共済会の加入者を民商会員の80%以上にすることを最終目標に、当面は65%の達成を目指します。

民商共済会の活動は、決して皆さんの生活からかけ離れたものではありません。自分にでもできる簡単なことだけでいいのなら、と思う方は支部の役員さんや事務局員に声をかけてください。

まずは同じ班の仲間に共済金を届ける共済係から、民商共済会の活動に触れてみませんか。

